

令和6年度 学校評価

本年度案(調査対象:保護者)

NO	評 価 項 目
1	お子さんは、毎日同じくらいの時間に寝たり起きたりしている。
2	お子さんは、朝食を毎日食べている。
3	お子さんは、家庭で毎日1時間以上学習に取り組んでいる。(宿題や塾を含みます)
4	お子さんは、自分を見つめ直したり、将来について夢や希望をもっている。
5	お子さんは、生活・学習・行事・部活動等の様々な場面で、目標をもち、それを達成しようと心がけている。
6	開成中の生徒は、生活・行事・部活動等の様々な場面で、やるべきことに夢中になって取り組んでいる。
7	開成中の生徒は、地域の人達にあいさつをしたり、礼儀正しく接したりすることができている。
8	開成中の生徒は、地域の行事やボランティア活動等に参加することができている。
9	学校は、分かりやすく、学ぶ楽しさを感じさせる授業を行っている。
10	学校は、キャリア教育で育てたい力(みつめる力・つなげる力・いどむ力・かかわる力)を授業の中で育てている。
11	学校は、生徒の実態や理解に応じた学習の支援を行っている。
12	学校は、学習習慣を身につけるために具体的な指導を行っている。
13	学校は、生徒が落ち着いて学ぶことができる環境である。
14	学校は、正しい判断力を身につけるための指導を行っている。
15	学校は、学級・学年活動、生徒会活動、縦割り活動、部活動などを通して、集団づくりができている。
16	学校は、地域への関心を高め、理解をうながす総合的な学習を行うことができている。
17	学校は、便りやホームページなどで情報を発信している。
18	学校は、家庭訪問や三者面談、教育相談等、相談がしやすい環境が整えられている。
19	学校は、生徒一人一人の居場所づくりや互いに認め合う雰囲気づくりを通して、いじめが起きにくい環境づくりに努めている。
20	学校は、生徒へのアンケートなどを通して、いじめの早期発見や把握に努めている。

※保護者アンケートは「さくら連絡網」のアンケート機能を活用。「さくら連絡網」に登録していない家庭は、紙媒体で回答を依頼。

2 年生 職場体験学習計画

2 年 総合的な学習の時間担当

1 目 的

- (1) 地域にある事業所での職業体験を通して、望ましい職業観を身につけさせるとともに、自己の進路と真剣に向き合うきっかけをつくる。
- (2) 様々な職業の特色と適性を知り、生徒個人の日常生活を振り返らせることで、自分が今すべきことを考えさせる。
- (3) 校外での活動を通して、社会や人との関わり方、社会人としての基本的な礼儀、ルールとマナーを身につけさせる。

2 目 的 地 校区内を中心とした事業所

3 日 時 令和6年11月 7日(木)・8日(金)

4 日 程 学校集合 8:00～(出欠席確認、健康観察)

<活動時間> 9:00～15:00

<昼食休憩> 12:00～13:00 予定(事業所によっては時間が前後する)

※1) 1日目と2日目で異なる事業所に行く場合があるため、行程表を作成させ所在の確認をする。

※2) 活動時間については各事業所の都合を加味し、臨機応変な対応をする。

※3) 各事業所の都合により、学校出発時刻や帰校時刻が異なる。

※4) 帰校は15:30とする。ただし活動時間の関係で帰時刻が15:30を過ぎる場合は直接帰宅し班長が学校へ電話を入れる。

ただし、上記※3・4については、今後の事業所との活動時間の都合によって「現地集合・現地解散」も視野に入れて計画をすすめていくこととする。

5 交通手段 事業所まで往復の移動手段は、原則 徒歩とする。ただし、事業所までの距離が遠い場合は、公共交通機関および自転車の使用を許可する。(自転車利用の場合はヘルメットの着用を義務付ける)

6 参 加 者 (1) 学 年 第2学年

(2) 参加人数 177名(男子80名、女子97名)

(3) 不参加人数 未定

(4) 指導教職員数(10人)

平野 有一、山口 大和、加藤佐代子、鈴木 亮太、藤田 若菜

鈴木 涼子、中川 拡、河合 司、加藤 正明、今田 彬

(5) 当日、不参加者がでた場合

〈病気等による欠席〉・・・自宅にて療養させる。

〈病気以外の理由〉・・・登校して自主学習し、12時に下校させる。

- 7 経 費
- (1) 生徒1人あたりの経費内訳・・・交通費(路線バスの代金)
 - (2) 経費調達方法・・・個人負担とする
 - (3) 指導教職員の経費支出方法・・・出張旅費による
 - (4) 小遣い銭に対する指示の有無等・・・交通費以外は原則として持たせない

8 事故防止の対策

- ・事前指導を徹底し、行き帰りの交通事故防止や職場体験活動時の事故防止に努める。PTAで加入している団体保険を活用するだけでなく、任意保険の紹介も行う。
- ・緊急を要する場合には、各事業所から学校に連絡してもらえる体制をとっておく。
- ・連絡を受けた場合は、近くにいる職員が対応に当たる。
- ・地震警戒宣言が発令された場合、行き帰りの際には、速やかに帰宅させる。
- ・活動中は、各事業所の指示に従うように生徒に事前指導するとともに、学校が各事業所と連絡を取り、生徒の安全確保を図る。
- ・暴風警報が朝7時に発令中の場合は、職場体験学習は中止とする。
- ・暴風警報が各事業所に到着以降に発令された場合は、学校が各事業所と連絡をとり適切に対処する。
(例：保護者に迎えを要請など、現在検討中)
- ・活動中においては、各事業所の指示に従う。この場合、地震及び津波が終息してから、学校が各事業所と連絡を取り、生徒の帰宅方法について対処する。
- ・行き帰りの際、地震及び津波が発生した場合は、安全な場所に迅速に避難するよう事前指導を行う。

9 事後指導

- ・体験で得られたことをレポート、新聞等にまとめて発表する。
- ・今後の進路学習に向けて、課題を明確にする。

10 その他

- ・1日に1箇所(最大2カ所)の事業所を訪問する生徒がいるので、事業所と連絡を密にとり、円滑な活動が実施されるよう配慮する。